

## 排出事業者向け説明会（議事要旨）

日時：令和2年2月20日（木）15：00～

場所：市民会館3階中ホール

参加者：117名

市対応者：田中 徹（計画調整課長）・松田 和宏（同主査）・山本 顕（廃棄物管理課長）・  
関口 健太（同主査）

### 説明会次第

- 1 開 会
- 2 説 明（40分）
- 3 質疑応答（20分）
- 4 閉 会

### ～議事要旨～

#### 3 質疑応答

事業者A：ユニック車にてトンバッグを搬入することになるが、ダンピングボックス内でユニック車を使用しトンバッグ降ろす等の作業を行うスペースはありますか。

市：際限なくできるわけではないですが、ユニック車を使用して降ろすことは可能です。

事業者A：場所的には複数台が同時に作業をできますか。

市：基本的には何台も、という形にはならないので、一台できるかできないか、といったところです。

事業者A：切断機のところには随分スペースがありそうですが、そちらではどうですか。

市：そちらは粗大ごみを降ろす場所になりますので、そこまでは行けません。

事業者A：場所的には前しかないということですか。

市：同時に粗大ごみの受け入れもしているため切断機の前には行けないので、ダンピングボックスの前で作業してもらうことになります。

事業者A：そうするとダンピングボックスの中までトンバッグで持っていったものも、すべて開けて投入しなければならないということですか。

市：そうなります。

事業者A：わかりました。

事業者B：可燃物の大きさですけれども、木くず類だと40cm未満か2mかどちらですか。

市：木くず類は切断機を使わない形になりますので、焼却場に持ち込む場合は40cm未満でお願いします。

事業者B：わかりました。

事業者C：栄恵町の者ですが、令和2年4月1日からビンの受け入れが不可と書いてありますが、江別市・札幌市・東京都へ問い合わせを行ったところビンの受け入れができないというのはありえない、との回答をもらいました。なぜ恵庭市だけビンの受け入れができなくなるのですか。ビンの中に入っているものを売って生計を立てている物として非常に困ります。あわせて、ビンの回収は民間業者、

と書いてありますが、これの説明もお願いします。

市 : ビンについてなんですが、家庭からでるリサイクルのビンについては国の容器包装リサイクル協会というところに流してリサイクルをしているところですが、そちらで受け入れできるのは家庭から出たもののみとなります。飲食店などからでるビンに関しては、産業廃棄物となりますので国のリサイクルルートに流せなくなるため、リサイクルセンターで受け入れることができなくなります。そのため、民間の業者を利用してリサイクルルートに流していただくか、もしくは産業廃棄物、不燃物としてごみ処理場で処分していただくかのいずれかになります。ただ、基本的にはリサイクルできるものですので、ごみ処理場ではなく、民間のリサイクル業者に回してください、という意味合いでした。

事業者 C : 不燃ごみでよろしいのですか。

市 : 分別的にはビンは不燃ごみにはなりますが、基本的にはごみ処理場はリサイクルできないものを受け入れる場所になります。ご質問にあったようなビンはまだきれいでもリサイクルできる物だとは思いますが民間業者を利用していただければと思います。

事業者 C : そういった業者はいくつもあるのですか。

市 : 市の収集運搬業者からは取引業者がいると聞いています。

事業者 C : 具体的な業者名を教えてもらわないと、連絡のしようがない。

市 : 現在収集を依頼している業者 A 社では、ビンの収集は行わないのですか？

事業者 C : 逆に、A 社からリサイクルセンターで受け入れができなくなるがどうしましょう、と相談を受けました。

市 : 分別としてビンは不燃の産業廃棄物になってしまいますが、埋め立て処分を前提にしているわけではありません。具体の民間再生業者がわからなければ対応が難しいということだと思いますので、それに関しましては収集業者へも含め後日情報提供をさせていただきます。

事業者 D : 2 点お願いします。焼却施設の搬入ルートについて混載有と混載無というくりがあります、この定義はなんでしょうか。

市 : 収集許可業者様については、色々な事業所のごみを 1 台の車で収集しまとめて搬入する、ということが多いかと思いますが、その際各事業所のごみ毎に計量が必要になるかと思いますが、1 つの事業所の分を計量したら次の事業所、という流れになります。

事業者 D : 自社のごみのみを搬入する場合は混載無ということですか。

市 : 一廃・産廃の両方を一緒に積んできている場合は料金も変わってきますので混載有となりますが、そうでなければ基本的には混載無の 2 回計量ルートになります。

事業者 D : 2 点目に、経理帳票などの保存年限の決まった資料について、現在 1 辺 5~60cm 高さ 40cm 程度のダンボール製文書保存箱にて保存しています。これから保存年限がきれて処分しなければならないものもでてきますが、これはそのまま投入可能ですか。事業上外に出したくない資料などもあり、札幌ではダンボールのまま処分することができましたが、恵庭市ではいかがですか。

市 : 焼却施設については、投入可能なサイズが 40cm 各未満となっておりますので、ご質問のサイズのダンボールだと一度ダンピングボックスに開けていただく必

要があります。また、基本的にはダンボールについては資源物となりますので、そちらは資源物として処分していただく、という処理になるかと思えます。

市 : 搬入時、厳密にスケールでサイズを測って、というようなことは混雑の面からも行いませんので、実際に投入可能なサイズについてはおおむね 40cm ということで、実物を見た段階で判断させてもらうことになると思えます。

以上